



中部家保だより

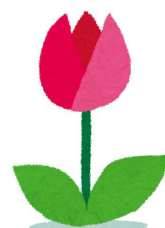
発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）
〒379-2165 前橋市上長磯町 315 電話 (027) 261-0314 FAX (027) 263-3002

【 記 事 】

- 1 新年度あいさつ
- 2 中部家畜保健衛生所の人事異動について
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について
- 3 防疫対策の徹底について
- 4 使用衛生管理基準の遵守徹底について
- 5 畜産事業者に新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインについて
- 6 食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について
- 7 令和2年度「定期報告書」提出について
- 8 ハエの防除対策は早めに行いましょう
- 9 畜産農家におけるクロピラリド対策について

添付資料

- 1 中部家畜保健衛生所の移転について
- 2 手数料の変更について



◆◆ 新年度あいさつ ◆◆

中部家畜保健衛生所長 板垣 光明

日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動では転出者6名、退職者1名、転入者8名の異動がありましたが、新体制のもと業務を一步一步着実に遂行する所存ですので、よろしくお願いいたします。

さて、家畜衛生に目を向けますと、なんといってもCSF（豚熱）の発生であります。一昨年9月に26年振りとなる岐阜県で発生が確認され、これまで58例97農場4と畜場で165,626頭が殺処分（と殺）され、ようやく14日に沖縄県での移動制限が解除となりました。また、陽性野生いのししは拡大し岐阜県、愛知県をはじめとする13県でみられ、本県でも10月4日藤岡市で確認され、現在まで24頭が陽性となり管内にも迫ってくる勢いがあります。県内において予防的ワクチン接種の全頭接種が1月で完了することができ、現在は追加接種を継続的に実施しているところであります。本病の発生予防は、ワクチン接種のほか野生動物侵入防止柵の整備等の飼養衛生管理基準の遵守指導により万全を期したいと考えています。

さらに、アフリカ豚熱はアジア、ヨーロッパで継続的に発生している状況であり、動物検疫所の手荷物検査において携帯品のハム等からウイルスが確認がされ、いつ国内で発生しても不思議ではない状況にあります。そのため、検疫の強化と予防的殺処分を可能にする等家畜伝染病予防法が改正されています。

30年1月以降、高病原性鳥インフルエンザの発生はありませんでしたが、海外においては現在も中国、韓国、台湾などの近隣諸国において発生が継続しており、油断できない状況にあります。また、口蹄疫についても、今年に入ってからロシアでも発生が確認され国内への侵入リスクが高い状況にあります。畜産農家並びに関係者の皆様におかれましては、引き続き農場での飼養衛生管理の徹底による家畜伝染病の侵入防止に努めていただくと共に、飼養家畜に異状が認められた場合は早期通報をお願いいたします。

家畜保健衛生所といたしましては、皆様のご意見を頂きながら畜産経営の安定に寄与できるよう職員一丸となり家畜衛生、畜産振興等の業務に取り組んで参りますので、ご理解ご協力をお願いします。新型コロナウイルスが全世界で猛威を奮い、家畜の疾病を防御することも重要ですが、なによりも畜産農家および関係者が元気で業をなすことがより重要であります。皆様が健康で過ごせることを祈念しまして新年度の挨拶とさせていただきます。

◆◆ 中部家畜保健衛生所の人事異動について ◆◆

4月1日付け定期人事異動により、転入・転出等がありました。本年度は以下の体制となります。どうぞよろしくお願いいたします。

●令和2年度の職員一覧

🌸 転入者（旧所属）

所長	🌸	板垣 光明（吾妻家畜保健衛生所）
次長	🌸	坂庭 あづさ（吾妻家畜保健衛生所）
環境衛生係 （環境指導、定期報告、 耳標、公共牧場、 死亡牛届出等）	係長	🌸 佐藤 美行（鳥獣被害対策支援センター）
		吉田 真二
		中澤 咲紀
	🌸	新井 敏幸（浅間家畜育成牧場）
防疫第一係 （牛、馬、蜜蜂、山羊、 めん羊）	係長	森 あゆみ
		平林 晴飛
		佐藤 洋子
	🌸	湯野川 景人（畜産試験場）
	🌸	若山 映令彩（新規採用）
防疫第二係 （豚、鶏）	係長	小屋 正博
		横澤 奈央子
		永井 朋子
	🌸	中島 翔一（畜産課）
	🌸	渡辺 知宣（利根沼田家畜保健衛生所）

●転出者（新所属または退職）

課長	木暮 幸博（退職）
次長	須藤 慶子（西部家畜保健衛生所）
環境衛生係	係長 林 省二（家畜衛生研究所）
	藤井 香織（東部家畜保健衛生所）
防疫第一係	田中 哲弥（畜産課）
	荒井 葵（吾妻家畜保健衛生所）
防疫第二係	漆原 千佳（東部家畜保健衛生所）

◆◆新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について◆◆

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行しています。群馬県でも100人以上の感染がみられ、いつ・誰が感染してもおかしくない状況となりました。群馬県では感染拡大防止対策として、分散勤務や交代勤務を実施しており、担当者の不在や対応等で皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますがご理解、ご協力をお願いいたします。

◆◆ 防疫対策の徹底について ◆◆

令和元年度における国内の養鶏場における鳥インフルエンザの発生はありませんでしたが、中国や台湾など、アジア各国では高病原性鳥インフルエンザの発生が継続しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、人の出入国の制限がなされている状況ですが、渡り鳥の北への飛び立ちが増加し、ウイルスを保有した野鳥が通過する可能性がありますので、引き続き飼養衛生管理基準の徹底や異常家禽の早期発見・通報に万全を期して頂くようお願いいたします。

予防対策の重要ポイント



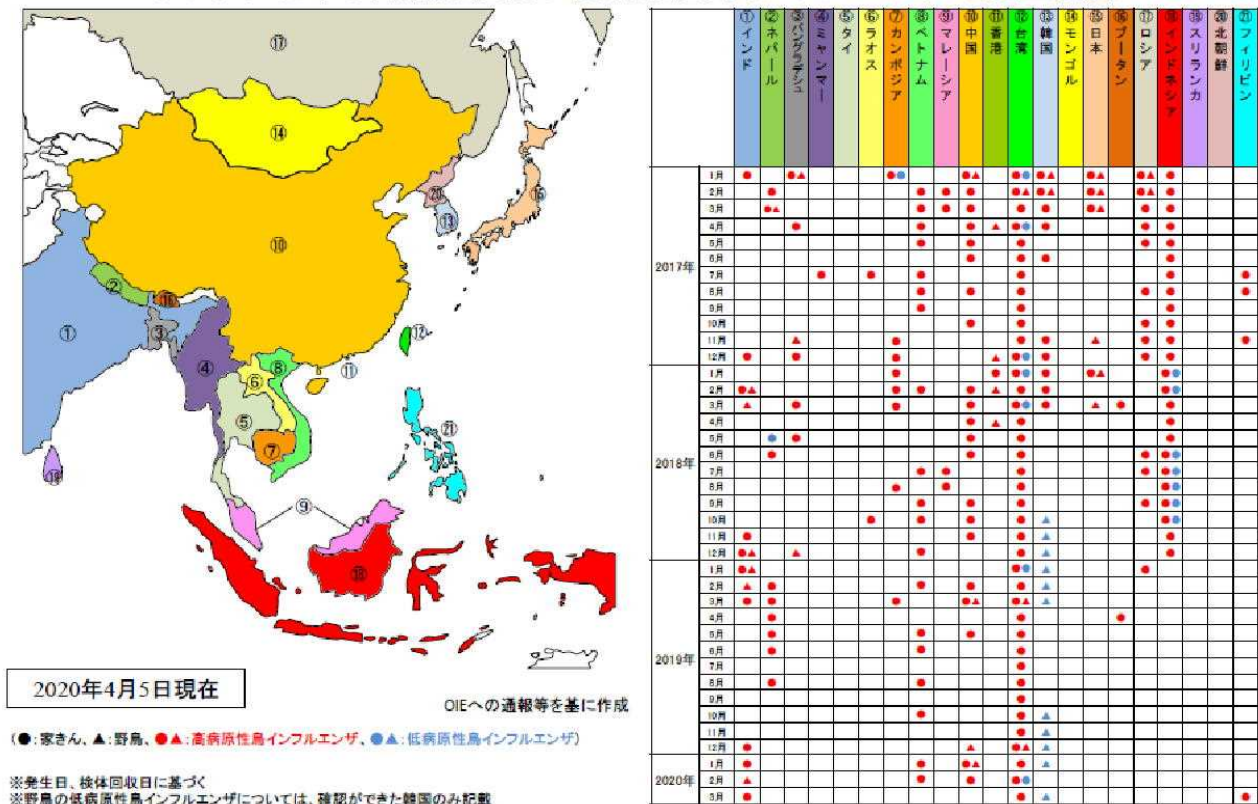
① 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ・衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ・上記措置の記録

② 野生動物対策

- ・防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- ・家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・上記措置の定期点検

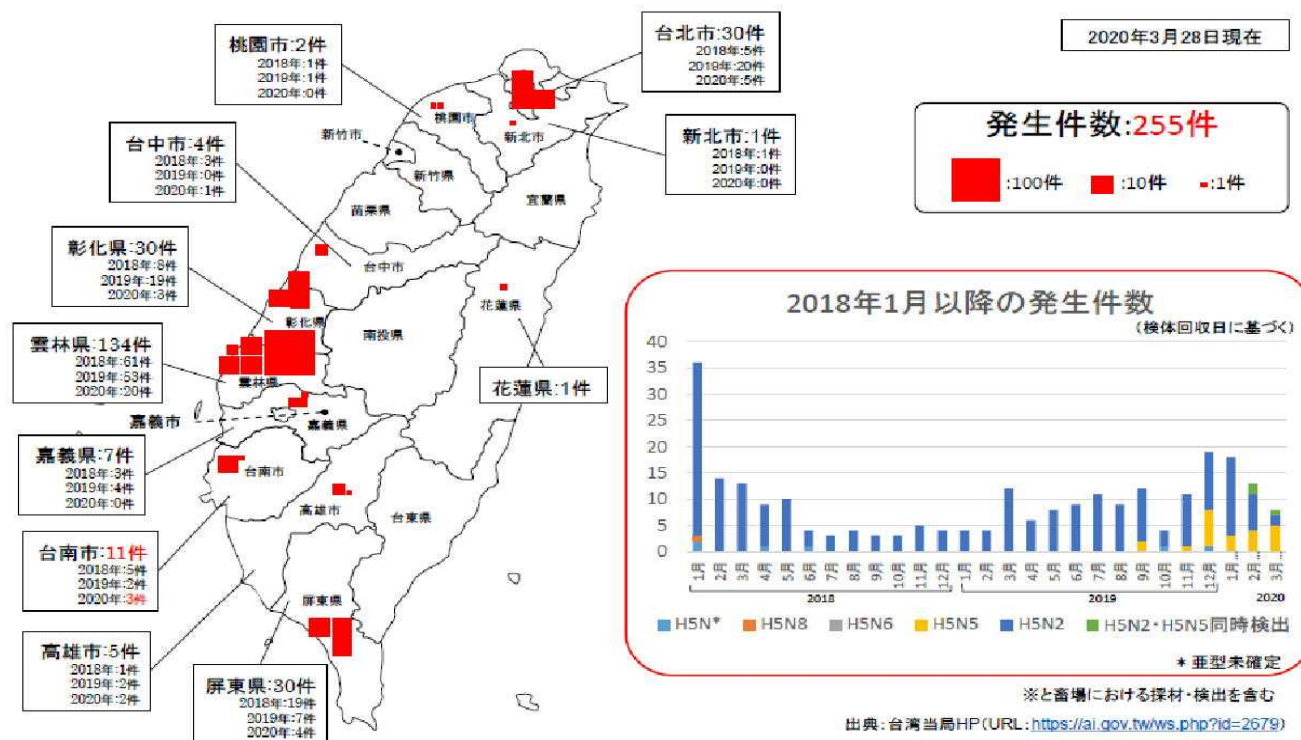
アジアにおける高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況



中国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2018年1月～)



台湾の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2018年1月以降)



◆◆ 飼養衛生管理基準の遵守状況について ◆◆

家畜保健衛生所では毎年、家畜伝染病予防法第51条第1項に基づき、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、同法第12条第5項の規定に基づき、指導及び助言を実施しています。今年度におきましても順次確認させて頂く予定ですので、ご協力よろしくお願いします。

衛生管理区域

- ☆門や看板を設置し、必要のない人を立ち入らせない
- ☆畜舎ごとに専用の長靴、衣服などを着用
- ☆畜舎、使用器具の定期的な清掃、消毒
- ☆出入りする人、物、車の消毒

野生生物に注意

- ☆エサ、水にねずみや野鳥などの侵入、排せつ物の混入を防ぐ
- ☆畜舎、防鳥ネット等の破損箇所は見つけたらすぐ修繕

万が一に備える

- ☆埋却地の確保
- ☆人、物などの移動の記録、保存
- ☆「いつもと違う」と思ったら家畜保健衛生所へ連絡

◆◆ 畜産事業者新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインについて ◆◆

畜産事業者は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っています。このため、万が一、従事者に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際は、継続的に事業継続ができるよう、農林水産省が作成した基本的なガイドラインに従い、予防対策を徹底するとともに、発生時の対応に備えて頂きますようお願いいたします。

(PR 版)

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_chiku_PR.pdf

(ガイドライン)

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf

◆◆ 食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について ◆◆

鶏卵の不需要期である夏場や年明けに採卵鶏の更新を行う農場が多く見られることに加え近年では飼養形態の大規模化に伴い、食鳥処理場での出荷羽数の増加が見込まれています。

このため、食鳥処理場への出荷が過度に集中した場合、輸送時の過密化、処理場での保管時間の延長などが発生し、生鶏の死亡率の増加、処理後の食鳥としての品質の低下が懸念されています。

今後の対応として、食鳥処理場との間で中期的な出荷計画を立て、これに基づき出荷を行い、高品質な食鳥を安定的に供給できるようにご留意ください。



◆◆ 令和2年「定期報告書」の提出について ◆◆

伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜の飼養者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。

令和2年は1月21日付けで報告様式等の書類をお送りしており、2月28日を提出締め切りとしました。既に多くの方に提出を頂いていますが、お忘れの方は再度確認のうえ、**至急提出をお願いします！！**

書類の紛失や記載方法等、不明な点がございましたら、中部家畜保健衛生所までお問い合わせください。

対 象

家畜伝染病予防法で定めるすべての家畜

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥

飼養頭数

1頭、1羽以上

教育用(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)も含まれます

1 必ず提出する書類

- ・定期報告書（所有者氏名、住所、農場所在地、畜種別飼養頭数、畜舎数等）
- ・飼養衛生管理基準の遵守状況（チェックシート）

2 前回報告から変更があった場合

- ・畜舎の新增設・配置、設置した消毒施設や埋却地の確保状況に変更等がある場合は、添付書類を提出してください。

未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となり、農場で伝染病が発生した場合、国からの手当金については減額の対象となります。

未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となり、農場で家畜伝染病が発生した場合、国からの手当金については減額の対象となります。

◆◆ ハエの防除対策は早めに行いましょう ◆◆

ハエの発生により「生産性の低下」「衛生面の悪化」「近隣とのトラブル」が考えられます。

気温が上昇すると産卵された卵が次から次へと成虫になるため、爆発的に増えていきます。暖くなる前に、早めの防除対策を始めましょう！！

効率的な駆除には「環境対策」と「殺虫剤の使用」を一緒に行うことが大切です。

1. 環境対策

- ・水分と幼虫の食べ物、ふん便がある場所は、ハエの発生源になります。ふん尿や食べ残しなどは、こまめに除ふん・清掃を行いましょう。
- ・乾燥した場所ではハエの卵は死滅します。換気や排水に気をつけて畜舎内を乾燥した状態に保ちましょう。

2. 殺虫剤の使用

（幼虫）



- ・幼虫の発生する場所にIGR剤（発育抑制剤）を散布し、幼虫を駆除します。一般的に幼虫は成虫の倍いると言われており、薬剤散布は幼虫対策から取り組むとより効果的です。

（成虫）

- ・発生した成虫には殺虫剤を散布します。即効性がありますが持続性がなく、複数回の散布が必要なため労力がかかります。また、同じ系統の薬剤を繰り返し使用していると効果が出にくくなるため、異なる系統のもの（ピレスロイド系・有機リン系製剤）をローテーションで使用してください。



◆◆ 畜産農家におけるクロピラリド対策について ◆◆

海外で使用されている除草剤成分（クロピラリド）が残留した輸入飼料（粗飼料、穀類、ふすま等）を家畜に給与すると堆肥を通じて園芸作物等に生育障害が発生することがあります。県内においても近年、堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる生育障害が確認されていますので、クロピラリド対策について再確認をお願いします。

- ・輸入飼料を購入する際は、購入先にクロピラリド使用の有無を確認しましょう。
- ・クロピラリド残留の可能性がある堆肥を販売する場合は、被害を受けやすい作物には使用しないよう伝えましょう。

被害を**受けやすい**作物：ナス科、マメ科、キク科、セリ科作物等

被害を**受けにくい**作物：イネ科、アブラナ科作物、果樹等

家畜保健衛生所は **365 日 24 時間対応** の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-261-0314**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。